

特別免許状について

I. 制度の目的・概要

教員免許状を持っていないが優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るため、授与権者（都道府県教育委員会）の行う教育職員検定により学校種及び教科ごとに授与する「教諭」の免許状。（昭和63年に創設）

II. 担当する教科等

小学校、中学校、高等学校における全教科（平成10年に対象教科を拡大）
特別支援学校における自立教科等（理療、理容、自立活動など）

III. 授与手続・要件

【授与手続】

1. 任用しようとする者（都道府県・政令指定都市教育委員会、学校法人等）の推薦
2. 都道府県教育委員会が行う教育職員検定（人物・学力・実務・身体）の合格
（合否決定に際し、学校教育に関する学識経験者等へ意見聴取）

【授与要件】

1. 担当する教科の専門的な知識経験又は技能
2. 社会的信望・熱意と識見
（平成14年に学士要件を撤廃）

IV. 授与件数・事例

【授与件数】

延べ1,270件

【件数の推移】

年度	件数	年度	件数	年度	件数	年度	件数
平成2年	2	平成9年	5	平成16年	49	平成23年	39
平成3年	2	平成10年	1	平成17年	35	平成24年	52
平成4年	3	平成11年	0	平成18年	37	平成25年	59
平成5年	2	平成12年	1	平成19年	69	平成26年	92
平成6年	12	平成13年	4	平成20年	56	平成27年	215
平成7年	0	平成14年	6	平成21年	67	平成28年	186
平成8年	1	平成15年	47	平成22年	45	平成29年	169

※平成26年に特別免許状の授与を一層促進するため、「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」を策定、教育委員会へ通知

【内訳（平成29年度）】

教科	件数	授与者の主な職歴
外国語(英語)	88件	ALT、外国人講師、通訳、大学教員
自立看護	49件	看護師、助産師、養護教諭
理科	12件	企業研究職、研究所研究員、外国人講師
工業	11件	電気工事士、自動車大学校教員、エンジニア
自立活動	6件	看護師、作業療法士

V. 参考条文

○教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）（抄）

第四条（略）

2～5（略）

6 小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の特別免許状は、次に掲げる教科又は事項について授与するものとする。

- 一 小学校教諭にあつては、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）
- 二 中学校教諭にあつては、前項第一号に掲げる各教科及び第十六条の三第一項の文部科学省令で定める教科
- 三 高等学校教諭にあつては、前項第二号に掲げる各教科及びこれらの教科の領域の一部に係る事項で第十六条の四第一項の文部科学省令で定めるもの並びに第十六条の三第一項の文部科学省令で定める教科

第四条の二（略）

2（略）

3 特別支援学校教諭の特別免許状は、前項の文部科学省令で定める自立教科等について授与するものとする。

第五条（略）

2（略）

3 特別免許状は、教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、第一項各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

4 前項の教育職員検定は、次の各号のいずれにも該当する者について、教育職員に任命し、又は雇用しようとする者が、学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合において行う推薦に基づいて行うものとする。

- 一 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者
- 二 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者

5～7（略）

○教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）（抄）

第六十五条の五 免許法第四条の二第三項の規定による特別支援学校教諭の特別免許状は、第六十三条第四項に掲げる各教科及び第六十三条の二第三項に掲げる各自立活動について授与するものとする。

特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針【概要】

- 特別免許状とは、教員免許状を持っていないが優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るため、都道府県教育委員会が授与する免許状。
- 授与に係る審査基準は、都道府県教育委員会毎に定められている。
- 全国で年間50件程度の授与しかされておらず、制度の利用が進んでいないため、特別免許状の授与の円滑化に向け、文部科学省から各都道府県教育委員会に対し、特別免許状の授与に係る指針を示す。

【主な基準】(1、2及び3を満たすこと)

1. 教員としての資質の確認

(1) 教科に関する専門的な知識経験又は技能(①又は②のいずれかに該当すること)。

① 学校(学校教育法第1条に規定する学校)又は在外教育施設等において教科に関する授業に携わった経験

【最低1学期間以上にわたる概ね計600時間以上】

又は

② 教科に関する専門分野に関する勤務経験等(企業、外国にある教育施設等におけるもの) 【概ね3年以上】

(例)・企業等における英語等による勤務経験
・教科と関連する専門分野の資格を活用した職業経験
・外国にある教育施設における勤務経験
・大学における助教、助手、講師経験 等

(2) 社会的信望、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見(推薦状や志願理由書で確認)

2. 学校教育の効果的実施の確認

任命者又は雇用者による推薦状において、授与候補者の配置により学校教育が効果的に実施されることを確認する。

3. 第三者の評価を通じた資質の確認

学識経験者の面接により、授与候補者の教員としての資質を確認する。

【その他】

(1) 各都道府県教育委員会においては、域内の市区町村教育委員会及び学校等と十分に連携し、特別免許状の授与の要望を酌み取り、適切に手続きが行われるよう、申請手続の整備及び周知を行うこと。

(2) 勤務校において、普通免許状所有者が指導・支援を行う形で特別免許状所有者の研修計画を立案、実施すること。

(3) 基本的な日本語力が不十分な特別免許状所有者に対しては、学校又は設置者において説明・支援を行うこと。

(4) 特別免許状所有者の配置は、学校ごとに全教員数の5割までとすること(2割を超えて配置する者は、3年以上の学校勤務経験があり、普通免許状所有者と同等に教育活動等を担当できる者とする)。